五　療育手帳の交付を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
六～十五　［略］

［19～30　略］

31　法別表第四の四十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　［略］

二　療育手帳の交付を受けた者に係る障害の程度の確認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　［略］

四　療育手帳の交付を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

五・六　［略］

［32～57　略］

（法別表第五の総務省令で定める事務）

第五条　［略］

［2～20　略］

21　法別表第五第八号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一・二　［略］

三　療育手帳の交付を受けた者に係る障害の程度の確認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　［略］

五　療育手帳の交付を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

六～十五　［略］

［22～28　略］

29　法別表第五第九号の七の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　［略］

二　療育手帳の交付を受けた者に係る障害の程度の確認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［新設］

四～十三　［同上］

［19～30　同上］

31　［同上］

一　［同上］

［新設］

二　［同上］

［新設］

三・四　［同上］

［32～57　同上］

（法別表第五の総務省令で定める事務）

第五条　［同上］

［2～20　同上］

21　［同上］

一・二　［同上］

［新設］

三　［同上］

［新設］

四～十三　［同上］

［22～28　同上］

29　［同上］

一　［同上］

［新設］

二　［同上］

［新設］

三・四　［同上］

［30～67　同上］

三　［略］

四　療育手帳の交付を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

五・六　［略］

［30～67　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。